西尾市防災基本条例(案)逐条解説

第1章 総則

第1条関係(目的)

第1条 この条例は、災害に強いまちづくりを推進するため、市民、自主防災 組織及び事業者(以下「市民等」という。)、市並びに議会の災害対策におけ る責務を明らかにするとともに、災害予防、災害応急対策、復興及び応援協 力に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、もっ て市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第1 趣旨

本条は、「西尾市防災基本条例」(以下「条例」という。)の目的を明らかに し、市が推進する防災対策の基本的な考え方を示すものである。

- 1 「**災害に強いまちづくり**」とは、近年頻発している大型台風や集中豪雨、いつ発生してもおかしくないと言われている南海トラフ地震といった大規模な災害に適応できるまちづくりのことで、その詳細は第10条で規定している。
- 2 「市民、自主防災組織、事業者、市及び議会の災害対策における責務を明らかにする」とは、市民、自主防災組織、事業者、市及び議会に災害対策における責務及び役割を示し、それぞれが一体となって取り組むことを目指したもので、その詳細は第5条から第9条で規定している。
- 3 「災害予防、災害応急対策、復興及び応援協力に関する基本的な事項」 とは、防災対策の柱となる4つの項目それぞれに対し、市民、自主防災組 織、事業者、市及び議会が一体となって取り組む基本的な事項を定めたも ので、その詳細は第2章から第5章で規定している。

第2条関係(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、事故等により生ずる被害をいう。
 - (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を 防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
 - (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
 - (4) 自主防災組織 市民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体をいう。
 - (5) 事業者 市内において事業を営む法人又は個人をいう。
 - (6) 防災関係機関 警察、自衛隊、報道機関、災害対策基本法(昭和36年 法律第223号。以下「法」という。)第2条第3号に規定する指定行政機 関、同条第4号に規定する指定地方行政機関、同条第5号に規定する指定 公共機関、同条第6号に規定する指定地方公共機関及び公共的団体をいう。
 - (7) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な 外国人等の災害時に特に配慮を要する者をいう。
 - (8) 避難行動要支援者 自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。

第1 趣旨

本条は、この条例における基本的な用語について定義し、各条の解釈をする上での用語の明確化を図ったものである。

- 1 **「自主防災組織」**とは、市民が自主的に協力して防災活動を行う任意団体であり、西尾市自主防災会、西尾市自主防災市民消火隊のことをいう。
- 2 「事業者」とは、市内に事業所を構える法人、個人のことをいう。
- 3 「指定行政機関」とは、内閣府、国家公安委員会 、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省のことをいう。

- 4 「**指定地方行政機関**」とは、第四管区海上保安本部、名古屋地方気象台、 中部地方整備局のことをいう。
- 5 「指定公共機関」とは、日本郵便株式会社、西日本電信電話株式会社、K DDI株式会社、株式会社NTTドコモ、日本赤十字社、東邦瓦斯株式会社、 中部電力株式会社のことをいう。
- 6 「指定地方公共機関」とは、愛知県土地改良事業団体連合会、一般社団 法人愛知県トラック協会、名古屋鉄道株式会社、公益社団法人愛知県医師 会、一般社団法人愛知県歯科医師会、一般社団法人愛知県薬剤師会、公益 社団法人愛知県看護協会、一般社団法人愛知県LPガス協会のことをいう。
- 7 「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むもの全てをいう。

第3条関係(基本理念)

- 第3条 市民等、市及び議会は、防災に関する基本的責務を有しており、次に 掲げる理念に基づき、災害対策の充実及び強化に努めなければならない。
 - (1) 自らの身は自らが守る自助の理念
 - (2) 地域においてお互いが助け合い、お互いを災害から守る共助の理念
 - (3) 市が市民を災害から守る公助の理念
- 2 市民等、市及び議会は、地域全体で災害対策に取り組む防災協働社会の形成を目指すとともに、過去の災害から得られた知識及び教訓を後世に伝え、 今後起こり得る災害に備えるよう努めなければならない。

第1 趣旨

本条は、市民等、市及び議会がそれぞれの責務を果たしていくことができるよう西尾市の防災への思いを「基本理念」として明らかにしたものであり、第5条から第9条の根幹となるものである。

第2 解釈・運用

第1項は、市民等、市及び議会が、防災に関する基本的責務を有していることを挙げるとともに、災害時、行政が守る「公助」だけでは、市民を災害から守りきることができないことから、自らが守る「自助」と市民同士で守る「共助」に積極的に取り組み、「自助」、「共助」、「公助」の有機的な連携により、災害対策の充実及び強化に努める思いを明らかにしたものである。

第2項は、市民等、市及び議会が、災害の被害を軽減するため、地域の人々がお互いに協力し合う社会の形成を目指すとともに、過去の地震・風水害等から得られた知識や教訓を未だ経験していない若い世代に伝えることにより、やがて来る災害に備える思いを明らかにしたものである。

第4条関係(地域防災計画への反映)

第4条 法第16条第1項の規定により設置された西尾市防災会議は、法第42条第1項の規定により作成された西尾市地域防災計画を修正する場合、前条に規定する基本理念を反映させなければならない。

第1 趣旨

本条は、条例を西尾市地域防災計画の上位に位置づけ、条例で定めた市としての防災の基本的な考え方を西尾市地域防災計画に反映させるものである。

第5条関係(市民の責務)

- 第5条 市民は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項の実施に 努めなければならない。
 - (1) 初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
 - (2) 所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修
 - (3) 市、自主防災組織又は事業者との災害対策活動における連携及び協力
 - (4) 地震による家具等の転倒落下防止
 - (5) 飲料水、食料その他の生活必需品の備蓄
 - (6) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の確認
 - (7) 災害発生時における家族間の連絡方法及び集合場所の確認
 - (8) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
 - (9) 防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的な参加による知識及び技術の習得
- 2 市民は、災害発生時に自己及び家族の安全確保に努めなければならない。
- 3 市民は、災害発生時に地域の一員として市民相互の安全確保に努めなけれ ばならない。
- 4 市民は、災害発生時に市、自主防災組織又は事業者と相互に協力し、災害 応急対策に努めなければならない。

第1 趣旨

本条は、市民が、自らの責任において、平常時又は災害発生時に行うべき基本的事項を定めるとともに、それぞれの事項について具体的な手段を講じるよう努力義務を定めたものである。

- 1 「初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備」とは、平常時から消火器及び消火栓の位置確認、救急箱の準備を行い、災害発生時にそれらを円滑に使用できるよう備えておくことである。
- 2 **「所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修」**とは、所有する建築物について、市等が行う耐震診断により耐震性を確認し、診断結果が「倒壊する可能性が高い又は倒壊する可能性がある」と判定されたものについては、耐震改修を行うよう努めるものである。
- 3 「家具等の転倒落下防止」とは、L型金具、ベルト式器具、ポール式器具 及びストッパー式器具を用いた家具の転倒落下防止や、窓に飛散防止フィル

ムを貼ることにより、災害発生時に危険なガラス片が飛び散るのを防ぐことである。

- 4 「飲料水、食料その他の生活必需品」とは、次のことをいう。
 - (1)飲料水
 - 1人1日3リットルを目安で7日分
 - (2)食料

インスタント食品、乾パン、缶詰などを7日分

(3)医薬品

消毒液、傷薬、胃腸薬、かぜ薬、脱脂綿、ばんそうこう、包帯など

(4)日用品

ちり紙、懐中電灯、ラジオ、電池、缶切り、ナイフ、マッチ、ラップなど (5)衣類

毛布、下着、セーター、軍手、防災ずきん、ヘルメット、<mark>安全靴</mark>など (6)その他

簡易トイレ、現金、印鑑、預金通帳など

赤ちゃんのいる家ではミルク、ほ乳瓶、紙おむつも用意すると良い。

- 5 「避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の確認」とは、実際に避難所、 避難場所までの避難経路を徒歩等で確認するとともに、ブロック塀の倒壊や 崖崩れ等のおそれがある危険箇所などを把握し、災害発生時に避難する方法 の確認を行うことである。なお、避難所は避難生活を送るための屋内施設で、 避難場所は切迫した災害の危険から逃れるための場所である。
- 6 「防災情報の収集」とは、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報 紙、出前講座等の機会を通して、防災に関する情報を収集することである。
- 7 「**伝達体制の確立**」とは、常日頃から近所とのコミュニケーションを大切 にし、災害発生時に市民同士で連絡がスムーズに行えるよう努めることであ る。
- 8 「災害応急対策」とは、災害の発生を抑制し、又は災害の拡大を防止する ために必要な措置を講ずることであり、その内容は第3章で規定している。

第6条関係(自主防災組織の責務)

- 第6条 自主防災組織は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項 の実施に努めなければならない。
 - (1) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
 - (2) 防災知識の普及及び防災訓練
 - (3) 防災用資機材等の調達、備蓄及び管理
- 2 自主防災組織は、災害発生時に市民の安全を確保するため、市、市民及び 事業者と相互に協力して、災害応急対策に努めなければならない。

第1 趣旨

本条は、自主防災組織が、自らの責任において、平常時又は災害発生時に行 うべき基本的事項を定めるとともに、それぞれの事項について具体的な手段を 講じるよう努力義務を課したものである。

第2 解釈・運用

- 1 「防災情報の収集」とは、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報 紙、出前講座等の機会を通して、防災に関する情報の収集することである。
- 2 「**伝達体制の確立**」とは、災害発生時に連絡がスムーズに行えるよう、あらかじめ伝達ルートの確認を行っておくものである。
- 3 **「防災用資機材等」**とは、次のことをいう。
- (1)飲料水、食料

非常用保存水、インスタント食品、乾パン、缶詰などを7日分

(2)情報連絡関係

電池メガホン、携帯用ラジオなど

(3)消火関係

可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、 格納器具一式、鳶口、ヘルメット、水バケツなど

(4)水防関係

救命ボート、ロープ、つるはし、防水シート、シャベル、救命胴衣など (5)救出救護関係

AED、テント、チェーンブロック、チェーンソー、救急箱、毛布など (6)給食給水関係

給水タンク、緊急用ろ水装置、はそりなど

(7)避難所関係

発電機、携帯用投光機、簡易トイレ、寝袋、簡易コンロなど

4 「災害応急対策」とは、災害の発生を抑制し、又は災害の拡大を防止するために必要な措置を講ずることであり、その内容は第3章で規定している。

第7条関係(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項の実施 に努めなければならない。
 - (1) 初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
 - (2) 所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修
 - (3) 市、市民又は自主防災組織との災害対策活動における連携及び協力
 - (4) 地震による機器設備等の転倒落下防止
 - (5) 飲料水、食料その他の必要となる物資の備蓄
 - (6) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の従業員及び事業所に来所する者への周知
 - (7) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
 - (8) 従業員の防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的な参加による知識及び技術の習得
 - (9) 事業継続に係る計画の策定及び防災活動の推進並びに災害に対する危機管理体制の整備
- 2 事業者は、災害発生時に従業員及び事業所に来所する者並びに管理する施 設及び設備の安全確保に努めなければならない。
- 3 事業者は、災害発生時に地域の一員として事業所周辺地域の市民の安全確保に努めなければならない。
- 4 事業者は、災害発生時に市、市民及び自主防災組織と相互に協力し、災害 応急対策に努めなければならない。

第1 趣旨

本条は、事業者が、自らの責任において、平常時又は災害発生時に行うべき 基本的事項を定めるとともに、それぞれの事項について具体的な手段を講じる よう努力義務を課したものである。

- 1 「初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備」とは、平常時から消火器及び消火栓の位置確認、救急箱の準備を行い、事業者及び従業員が災害発生時にそれらを円滑に使用できるよう備えておくことである。
- 2 「**所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修」**とは、所有する建築物 について、耐震診断により耐震性を確認し、診断結果が「倒壊する可能性

が高い又は倒壊する可能性がある」と判定されたものについては、耐震改 修を行っていくものである。

- 3 「機器設備等の転倒落下防止」とは、L型金具、押さえ込み金具、コーナー金具、落下防止ベルト等を用いた機器設備の転倒落下防止や、窓に飛散防止フィルムを貼ることにより、災害発生時に危険なガラス片が飛び散るのを防ぐことである。
- 4 「飲料水、食料その他の必要となる物資」とは、次のことをいう。

(1)飲料水

1人1日3リットルを目安で7日分(従業員を考慮した人数分)

(2)食料

インスタント食品、乾パン、缶詰など(従業員を考慮した人数分)

(3)医薬品

消毒液、傷薬、胃腸薬、かぜ薬、脱脂綿、ばんそうこう、包帯など (4)日用品

ちり紙、懐中電灯、ラジオ、電池、缶切り、ナイフ、マッチなど (5)衣類

毛布、軍手など厚手の手袋、防災ずきん、ヘルメットなど

(6)その他

簡易トイレ、トイレットペーパーなど

- 5 「**避難所、避難場所**」とは、避難所は避難生活を送るための屋内施設で、 避難場所は切迫した災害の危険から逃れるための場所のことである。
- 6 「**防災情報の収集**」とは、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報 紙、出前講座等の機会を通して、防災に関する情報を収集することである。
- 7 「**伝達体制の確立**」とは、災害発生時に連絡がスムーズに行えるよう、あらかじめ伝達ルートの確認を行っておくものである。
- 8 「災害応急対策」とは、災害の発生を抑制し、又は災害の拡大を防止する ために必要な措置を講ずることであり、その内容は第3章で規定している。

第8条関係(市の責務)

- 第8条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、平常時から次に掲げる施策を実施しなければならない。
 - (1) 災害対策に関する計画の策定及び防災活動の推進並びに災害に対する危機管理体制の整備
 - (2) 県、防災関係機関及び市民等と連携した災害対策
 - (3) 所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修

- (4) 管理する道路施設、河川施設、上下水道施設等の安全確保
- (5) 市民等に対する防災知識向上のための啓発、推進及び支援
- (6) 避難者等に必要な飲料水、食料その他の必要となる物資の備蓄
- (7) 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導、啓発及び支援
- (8) 家具等の転倒落下防止対策の推進及び支援
- (9) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
- 2 市は、災害発生時に防災情報の収集及び市民等への情報提供に努めなけれ ばならない。
- 3 市は、災害発生時に早期の救難、救助、水防活動、消防活動及び応急措置 に努めなければならない。
- 4 市は、災害発生時に業務継続計画に基づき、行政機能の継続性の確保に努めなければならない。
- 5 市は、災害発生後に市民等の協力を得て、早期の復旧及び復興に努めなければならない。

第1 趣旨

本条は、市が、自らの責任において、平常時及び災害発生時に行うべき基本 的事項を定めるとともに、それぞれの事項について具体的な手段を講じるよう 義務を課したものである。

- 1 「**災害対策に関する計画**」とは、地域防災計画、業務継続計画のことをいう。
- 2 「**所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修**」とは、所有する建築物について、耐震診断により耐震性を確認し、診断結果が「倒壊する可能性が高い又は倒壊する可能性がある」と判定されたものについては、耐震改修を行っていくものである。
- 3 「道路施設、河川施設、上下水道施設等」とは、道路施設、河川施設、 上下水道施設、橋りょう、公園のことをいう。
- 4 「飲料水、食料その他の必要となる物資」の市の備蓄状況は、平成27 年8月1日現在、以下のとおりである。

資機材庫備蓄一覧 (西尾地区)		合計
品 名	単位	実数
アマチュア無線機器	台	4
アルミリアカー	台	6

エンジンチェーンソ	台	6
オノ	丁	12
カセットガス	本	24
カセットコンロ	伯	8
ガソリン携行缶	缶	42
かまどセット	個	26
コードリール	台	131
ごみ袋	枚	19, 430
コンロ	ኅ	38
ジャッキ	個	83
スコップ	本	180
スリングベルト (チェーンブロッ ク用)	本	12
チェーンブロック	台	11
つるはし	本	100
ティッシュペーパー	箱	149
テント	張	674
トイレットペーパー	巻	44, 839
トイレ処理剤	セット	2,600
のこぎり	本	140
バール	本	196
バケツ (蓋付)	個	2, 663
ハソリ	基	5
ハンマー	個	130
プラスチック容器	枚	1, 150
ブランケット	枚	400
ブルーシート	枚	393
ヘルメット	個	175
ホースリール	個	14
ポリタンク	個	12
ボルトクリッパー	個	52
ボンベ	本	30
マンホールトイレ	セット	8

ランタン	個	52
ローソク	個	5610
ロープ	本	115
ロール畳	巻	427
ワンタッチパーテーション	個	240
一輪車	台	26
医薬品セット	箱	45
仮設トイレ	個	444
懐中電灯	個	333
拡声器	個	89
掛矢	本	62
乾電池セット	セット	15
簡易トイレ	基	8571
簡易トイレ用テント	基	110
簡易ベッド	台	13
簡易可搬ポンプ	式	5
間仕切セット	セット	45
机	台	1
吸水用土のう	箱	5
救急箱	セット	41
救護用テント	張	6
救助工具箱	箱	6
凝固・衛生袋	枚	13, 900
軍手	双	1732
工具セット	箱	6
子供用紙おむつ	枚	7, 241
大人用おむつ	枚	39, 804
受付用ケース	箱	6
小型ポンプ	台	1
災害時要配慮者用間仕切り	箱	47
手動式ウィンチ	基	5
浄水装置	台	103
組立式リヤカー	台	24
組立水槽	個	42

生活用ケース	箱	6
生理用品	枚	9, 674
担架	個	287
吊り三脚(チェーン3本付)	基	6
投光器	台	141
道具箱	箱	5
発電機	伯	218
非常用給水装置	セット	39
敷きマット	枚	150
文具セット	セット	41
防災マット	枚	720
毛布	枚	5, 721
要配慮者用トイレ (ユニトイレ)	台	5
要配慮者用トイレテント	張	5

- **「防災情報の収集」**とは、国、県、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を通して、防災に関する情報を収集することである。
- 6 「**伝達体制の確立**」とは、災害発生時に連絡がスムーズに行えるよう、災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の周知並びに広報車の整備を行っておくことである。

第9条関係 (議会の責務)

- 第9条 議会は、市の区域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、平常時から市の地域特性を勘案した防災に関する調査及び研究を行い、市の災害対策への助言及び提言を行うよう努めなければならない。
- 2 議会は、災害発生時に被災状況を把握するとともに、市民に対する情報発信に努めなければならない。
- 3 議会は、国及び県への働きかけを行い、災害予防、災害応急対策及び復興 の推進に努めなければならない。

第1 趣旨

本条は、議会が、自らの責任において、災害に備えるべき基本的事項を定めるとともに、それぞれの事項について具体的な手段を講じるよう努力義務を課したものである。

第2 解釈•運用

- 1 「市の区域」とは、市内全ての場所をいう。
- 2 「**地域特性を勘案した防災**」とは、海岸沿いや内陸部では懸念される被害 が異なることから、それぞれの地域にあった防災及び減災に関する対策を市 と協力して考えていくものである。
- 3 「**災害予防**」とは、平常時から災害の発生を抑制するために必要な措置を 講ずることであり、その内容は第2章で規定している。
- 4 「災害応急対策」とは、災害の発生を抑制し、又は災害の拡大を防止する ために必要な措置を講ずることであり、その内容は第3章で規定している。

第2章 災害予防

第10条関係(災害に強いまちづくりの推進)

第10条 市は、道路、河川、海岸、公園等の都市基盤の整備、市街地の再整備 その他の事業を通じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進するものとす る。

第1 趣旨

本条は、過去の災害で得た教訓や課題を踏まえ、市として災害に強いまちづくりを総合的に推進することを明確に意思表示したものである。

第2 解釈•運用

災害に対して、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視した地域づくりを基本に、地域ごとの特性を踏まえ、ハード、ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「災害に強いまちづくり」を推進する。具体的には「生活道路、公園・緑地の整備促進による避難路、延焼遮断帯の確保」、「災害に備えた河川、海岸保全施設の整備」、「災害の危険性のある地域における市街化の抑制」、「ハザードマップの作成」、「避難訓練の実施」、「避難場所の確保」、「無線設備の整備」等の施策を柔軟に組み合わせて実施していくことである。

第11条関係(自主防災組織及びボランティアに対する支援等)

- 第11条 市は、自主防災組織の活動に対して、指導的役割を担う人材の育成等 必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 2 市は、災害発生時に、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、人材の 確保及びボランティアの受入体制の整備に努めるものとする。

第1 趣旨

本条は、市が自主防災組織の支援及びボランティアの整備を行うために、防災に関する知識や技術を提供し、必要な財政支援を行うよう定めたものである。

第2 解釈・運用

「指導的役割を担う人材の育成等」とは、災害発生時に自主防災組織を機能 させるための、中心的な役割を担う人材を、研修や訓練などを通して支援に努 めることである。なお、中心的な役割を担う人材は、ボランティア活動に必要 な知識、経験を持つ者が望ましい。

第12条関係(防災知識の普及等)

- 第12条 市は、防災知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、市民等の防災意識の高揚を図るものとする。
- 2 市は、市民の防災に関する能力向上のため、自主防災組織及び事業者と連携し、積極的に防災訓練を実施するよう努めるものとする。

第1 趣旨

本条は、市が防災知識の普及に向けて、防災活動を紹介するとともに、市民 等に対して定期的に話し合ってもらうよう定めたものである。

- 1 「防災に関する知識の普及及び情報の提供」とは、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報紙、出前講座等の機会を通して、市民及び事業者の知識の普及に努め、過去の災害情報や取り組み等の情報を提供することである。
- 2 「**防災に関する能力」**とは、災害発生時に行うべきことはたくさんあるが、 どの活動であっても迅速に効率よく動くことのできる防災対応能力のこと である。

第13条関係 (要配慮者への支援)

第13条 市民等及び市は、災害発生時に備え、要配慮者に配慮した情報提供及び避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとする。

第1 趣旨

本条は、市が要配慮者に対し支援が円滑に行える体制をあらかじめ整備しておくよう定めたものである。

第2 解釈・運用

「要配慮者に配慮した情報提供及び避難の支援」とは、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった要配慮者に対して、それぞれの実情にあった情報提供及び避難の支援を行うことであり、その詳細を下図に示す。(参考 市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル愛知県 平成26年12月)

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
一人暮らし	・健康であっても加齢により行	・地域とのつながりが希薄な場
高齢者	動機能が低下する。	合があり、情報伝達、避難支
		援者の確保が必要である。
ねたきり高	・自力での行動が困難である。	・避難する場合に、車いす、ス
齢者		トレッチャー等の移動用具と
		避難支援者が必要である。
		・避難所におけるバリアフリー
		の確保が必要である。
認知症高齢	・自分で状況判断、避難が困難	・避難支援者が必要である。
者	である。	
	・自分の状況を伝えることが困	
	難である。	
視覚障害者	・視覚による情報収集、状況判	・音声による情報伝達等、情報
	断が困難である。	伝達方法に配慮が必要であ
	・単独での迅速な避難行動が困	る。
	難である。	・避難支援者が必要である。
		・避難所におけるバリアフリー
		の確保が必要である。
		・盲導犬に関する配慮も必要で

		ある。
聴覚平衡障	・音声による情報取得、状況判	・視覚による情報伝達等、情報
害	断が困難である。	伝達方法に配慮が必要であ
音声・言語	・音声言語で状況を伝えること	る。
障害者	が困難である。	
盲ろう者	・目と耳の両方に障害がある方	・盲ろう者には、全盲ろう、全
	は、情報収集、状況判断が非	盲難聴、弱視ろう、弱視難聴
	常に困難である。	など見え方や聞こえ方の程度
	・単独での迅速な避難行動が非	によって、コミュニケーショ
	常に困難である。	ン方法は様々で、目と耳のど
		ちらが先に見えにくく(聞こ
		えにくく)なったか、または
		その時期、それまでに受けて
		きた教育などによって異なる
		ため、情報伝達方法に配慮が
		必要である。
肢体不自由	・自力での行動が困難な場合が	・避難する場合に、車いす、ス
者	多い。	トレッチャー等の移動用具と
		避難支援者が必要である。
内部障害者	・特定の医療器材、医薬品、食	・避難所で必要となる医療器材、
難病患者等	品が必要である。	医薬品、食品の確保が必要で
	・外見では障害が分かりにくい	ある。
	場合もある。	・医療機関との連携、移送手段
		の確保が必要である。
		・避難支援者が必要な場合があ
		る。
知的障害者	・自分で情報を判断したり、自	・避難支援者が必要である。
	分の状況を伝えたりするこ	・障害のタイプの個人差が大き
	とが困難である。	いため、家族や介護者に配慮
	・環境の変化に順応しにくく、	事項を聞くことが望ましい。
-0.0 \	パニックになる場合がある。	・常に落ち着かせるなど、精神
発達障害者	・知的な障害がある人から無い	的な配慮が必要である。
	人まである。	・「いつも通り」へのこだわり、
	・自分で情報を判断したり、自	におい・音・光への過敏があ
	分の状況を伝えたりするこ	る場合は、落ち着く空間が必
	とが困難な場合がある。	要である。

	・環境の変化に順応しにくく、 パニックになる場合がある。・集団生活になじめない場合が ある。	 ・避難所で個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。 ・「順番を待つこと」の理解が難しい人がいることも考慮する。 ・服薬管理など、医療機関との連携が必要である。 ・トイレ、食事等の配慮が必要である。
精神障害者	環境の変化に順応しにくく、 パニックになる場合がある。薬の継続的服用が必要な場合 が多い。	・避難支援者が必要な場合がある。・常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。・服薬管理など、医療機関との連携が必要である。
高次脳機能障害者	・記憶障害、注意障害、遂行機 能障害等により、自分で状況 判断、避難が困難である。 ・集団生活になじめない場合が ある。	・避難支援者が必要である。 ・個人の障害状況に応じた情報 伝達に努めることが必要であ る。
妊産婦	・行動機能が低下し、自力での避難が困難な場合がある。	・避難支援者が必要な場合がある。・医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。
乳幼児	・自分で状況判断、避難が困難である。	・避難生活での衛生管理、騒音などへの心配りが必要である。
外国人	・日本語の理解力により、情報 収集、状況判断が困難な場合 がある。	・多言語等による情報伝達手段の確保が必要である。

第14条関係(避難行動要支援者に係る名簿情報の整備)

- 第14条 市は、法第49条の10第1項の規定に基づき避難行動要支援者の支援を行うために必要な名簿情報を整備し、法第49条の11第2項の規定に基づき、当該情報を自主防災会、町内会、民生委員その他の避難支援等の実施に携わる関係者に提供するものとする。
- 2 前項の規定により、名簿情報の提供を受けたものは、当該名簿情報を適正 に管理するとともに、法第49条の13の規定に基づき、避難行動要支援者 の支援以外の目的で使用してはならない。

第1 趣旨

本条は、市が自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を 図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対し、速やかな情報提供に必要 な名簿の整備を行うよう定めたものである。

- 1 「**必要な名簿情報を整備**」とは、避難行動要支援者に対して支援を行うために必要な名簿を作成して管理することである。
- 2 名簿に掲載するものの範囲は以下のとおりである。
 - (1)75歳以上の一人暮らしの高齢者(市が実施する高齢者調査の登録者)
 - (2)要介護認定3以上の者
 - (3)身体障害1~2級の者
 - (4)知的障害 A 判定の者
 - (5)精神障害1級の者
 - (6)難病患者
 - (7)その他支援を必要としている者
- 3 避難行動要支援者名簿の記載事項は以下に定めるものとする。
 - (1)氏名
 - (2)生年月日
 - (3)性別
 - (4)住所
 - (5)電話番号
 - (6)避難支援等を必要とする事由
 - (7)その他必要と認められる事項
- 4 名簿の整備及び管理方法は以下のとおりである。
 - (1)要配慮者の把握(前条に掲げる要配慮者の情報を入手する)

- (2)要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を満たしているものの抜粋
- (3)適宜更新
- 5 「当該情報を自主防災組織、町内会、民生委員その他関係団体に提供する」とは、本人の同意が得られた場合において、平常時に名簿情報を自主防災組織、町内会、民生委員、その他防災に関する活動を行う団体に提供することである。ただし、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合においては本人の同意がなくても提供することができる。
- 6 名簿情報を適正に管理させるために、市は以下に示す対策を講じるものと する。
 - (1)複写禁止の紙媒体により提供する。
 - (2)情報提供に当たっては、取扱マニュアルを作成する。
 - (3)情報管理について、研修会を行う。
 - (4)情報の守秘義務について、誓約書を交わす。
 - (5)万一の事故発生時において、報告を義務付ける。
 - (6)情報更新等による古い名簿の廃棄については、市町村が引き取って焼却処分する。
 - (7)任期終了時における関係書類の取扱い(引継ぎ、市町村への返却等)等については、市町村が予め定めておく。

第3章 災害応急対策

第15条関係(災害応急措置)

第15条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害 の発生を抑制し、又は災害の拡大を防止するため、県及び防災関係機関と連 携して必要な措置を講ずるとともに、市民等に対し、直ちに避難及び被害の 状況並びに応急措置等に関する情報を提供するものとする。

第1 趣旨

本条は、災害の発生を抑制し、災害の拡大を防止するために行うべき対策を 定めたもので、災害応急措置を円滑に行うために、市が平常時から対策してお くべきことを示したものである。

- 1 「**県及び防災関係機関と連携して必要な措置を講ずる」**とは、災害対策 本部を立ち上げ、県及び防災関係機関に報告及び通報するとともに、連絡手 段を確立することである。
- 2 「避難及び被害の状況、応急措置等」とは、避難に関する情報、市内の 被害状況、市の対策情報などであるが、その中には今後予想される注意情報 や予知情報も含まれる。

第16条関係(避難対策)

- 第16条 市は、飲料水、食料その他の避難生活に必要な物資の確保及び供給のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、避難所及び避難場所の確保及び整備に努めるとともに、市民等に避 難所、避難場所、避難勧告等の情報を提供するものとする。
- 3 市は、傷病者に医療を行い、救護するための体制の整備に努めるものとする。
- 4 市は、避難所で生活する避難者だけでなく、自宅等で避難生活を送る者も 支援の対象とするよう努めるものとする。
- 5 市民は、市及び防災関係機関からの災害に関する情報の収集に努め、危険 を認知したときは、自主的に避難するとともに、市から避難に関する情報が あったときは、これを考慮して自らの身の安全を確保するよう努めるものと する。
- 6 自主防災組織は、防災に関する活動を行う機関及び団体と相互に連携し、 災害時における市民の避難誘導に努めるものとする。
- 7 市民は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

第1 趣旨

本条は、避難及び避難所運営を円滑に行うために、市及び市民等が行うべきことを定めたものである。

- 1 「飲料水、食料その他の避難生活に必要な物資」とは、第8条第6項で 備蓄した飲料水等であり、災害発生時には不足した物資の供給に努めるもの とする。
- 2 「**避難所、避難場所**」とは、避難所は避難生活を送るための屋内施設で、 避難場所は切迫した災害の危険から逃れるための場所のことである。災害発 生時に早急に避難所および避難場所が開設できるよう整備に努めるものと する。避難所が災害などにより使用できない場合は早急に確保に努めるもの とする。
- 3 「救護するための体制の整備」とは、災害発生時に体調の悪い市民や、怪 我人がいた時に救護が円滑にできるよう、救護所の場所を定め、医薬品の確 保に努めるものとする。
- 4 「**自宅等で避難生活を送る者」**とは、自宅や事業所といった、避難所以外 の建物で避難生活を送る者をいう。

5 「災害に関する情報」とは、電気、ガス、上下水道、電話、鉄道、医療といったライフラインの情報と地震、津波といった災害情報及び避難情報などをいう。

第17条関係 (緊急輸送の確保)

- 第17条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急 対策を円滑に実施するため、関係機関と連携し、道路啓開及び車両等の調達 に関し対策を講じ、緊急輸送が円滑に行えるよう努めるものとする。
- 2 市民等は、災害発生時において、自動車の使用を自粛する等緊急輸送が円 滑に行われるように協力するよう努めるものとする。

第1 趣旨

本条は、災害発生時に災害応急対策を円滑に行うために、物資等の運搬に使用する緊急輸送手段の確保について、対策を講じるよう定めたものである。

- 1 「**道路啓開**」とは、緊急車両等の通行ができるように最低限の瓦礫処理 を行い、簡易な段差修正により道路を使用できる状況にすることをいう。
- 2 「自動車の使用を自粛する」とは、災害発生時は地震によって家屋が倒壊したり、道路が破損したりして、自動車での移動が困難になってしまうことが想定される。さらに渋滞、交通事故等の発生により、緊急輸送の妨げとなる危険性があることから、自動車の使用を控えるよう定めたものである。

第18条関係 (帰宅困難者対策)

- 第18条 市は、帰宅困難者に対して適切な情報提供を行うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、従業員及び事業所に来所する者の円滑な帰宅及び帰宅困難者の 安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第1 趣旨

本条は、災害発生時に帰宅することが困難になった者について、他の地方公 共団体や防災関係機関等と連携して、帰宅に係る混乱防止及び危険防止を講じ るよう義務付けたものである。

- 1 「**適切な情報提供**」とは、市が帰宅困難者に対して、災害情報や交通機関の運行情報、給水所や一時滞在施設の場所などの帰宅支援に関する情報を随時提供することを定めたものである。
- 2 「帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策」とは、事業者が帰宅困 難者を受け入れるための一時滞在スペースを確保することを定めたもので ある。受入れに必要な物資の不足分については、帰宅困難者と協力して避 難所から供給するなど工面に努めるものとする。

第4章 復興

第19条関係(復興)

第19条 市は、国及び県の策定する復興基本方針を受け、市民等の意見等を反映した復興計画を策定し、市民生活の再建及び安定に努めるものとする。

2 市民等は、市の実施する復興事業の推進に協力するよう努めるものとする。

第1 趣旨

本条は、災害により甚大な被害が発生した場合の復興について、防災関係機 関等と連携して速やかに復興に努めることを義務付けたものである。

第2 解釈・運用

「復興計画を策定」とは、国及び県の策定する復興基本方針を受けて復興計画を策定し、一刻も早く市民生活の再建及び安定を図るよう努めるものである。

第5章 応援協力

第20条関係(協力の要請)

第20条 市は、災害時に他の地方公共団体、事業者等に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行うことができるよう、あらかじめ、防災に係る協定を締結し、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

第1 趣旨

本条は、災害時に迅速かつ円滑に応援協力を要請することができるよう、あらかじめ他の地方公共団体や事業者等と応援協定を締結するよう定めたものである。

第2 解釈・運用

「防災に係る協定」とは、大規模災害発生時で災害対応能力が低下したとき に、被害を最小限にするため、他の地方公共団体や事業者等に支援を要請する 協定を締結するよう定めたものである。

第21条関係(他の被災地に対する支援)

第21条 市は、甚大な被害を受けた他の被災地に対し、市民等の協力を得て、 県及び防災関係機関と共に必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市民等は、県、市及び防災関係機関が行う支援に協力するよう努めるものとする。

第1 趣旨

本条は、甚大な被害を受けた西尾市以外の被災地に対し、迅速かつ円滑な支援を行うよう努めることを定めたものである。

第2 解釈・運用

「**甚大な被害を受けた他の被災地」**とは、甚大な被害を受けた西尾市以外の 被災地のことをいう。